「チャレンジ人材セミナー事業」業務仕様書

１　目的

　移住促進に当たっては、地域活力の向上につながる創造（起業）人材の誘致が重要であることから、移住起業実践者との交流や経験を聞くなどの機会を作り、本県への移住起業の促進につなげる。

２　委託業務期間

契約日から令和６年３月３１日まで

３　委託予定金額

　３，０００千円（消費税及び地方消費税を含む）

４　本事業の対象者について

　本事業の対象者は石川県への移住起業に関心がある者とする。

５　委託業務の内容

（1）チャレンジ人材セミナーの実施に関する業務

ア　移住起業の促進につながるセミナー内容の企画、関係者・開催場所・開催環境の調整、広報などの参加者集め、当日の運営、セミナー参加者へのフォローを行うこと。

イ　クリエイティブに焦点をあてた内容のセミナーも実施すること。

ウ　首都圏でのリアルイベントも開催すること。

エ　セミナーは6回以上実施すること

（2）周知・広報用HP作成・運用に関する業務

ア　移住起業の促進及びセミナーの参加者集めに資する、Webサイトの企画・構築・運営を行う事。

イ　Webサイトには移住起業に関する施策や情報について集約すること。

ウ　県内移住起業者にインタビューし記事を作成（10名）するとともに、Webサイトに掲載すること。

エ　セミナーのアーカイブを作成し、Webサイトに掲載すること。

オ　SNSを活用した周知を行うとともに、継続的な参加につながるような場を企画・運営すること

（3）その他に本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、実行委員会と協議の上、実施する。

６　成果品の提出

　　成果物は次のとおりとする。

（1）実績報告書

　　 本事業の実施内容を記載した実績報告書を２部作成し、Ａ４サイズで提出すること。

（2）電子データ

　　 実績報告書データについては、ＰＤＦ等の電子媒体により提出すること。

（3）提出期限

成果物の提出は令和６年３月３１日を期限とする。

７　支払い方法

　原則として、実績報告書提出後に支払うこととする。ただし、実行委員会に協議し同意を得た場合、事業を執行した額を限度として、委託料の前金払を請求することができるものとする。

８　情報のセキュリティの確保

（1）情報セキュリティポリシーの遵守

　　 受託者が業務を行う場合にあたっては、別紙１「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

（2）個人情報の保護

　　 受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙２「個人情報の取

扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

（3）守秘義務

　　 受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用すること

はできない。また、委託業務終了後も同様とする。

９　著作権等

（1）著作(財産)権の所有

　　 成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、製作途中に政策案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の移住・交流居住に関する広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾

　　受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

　①成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

　②第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利関係に係る留意事項

　　委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三

者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

10　留意事項

（1）暴力団等の排除のため、受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、実行委員会はその責を負わないものとする。

　ア　役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（2）業務の実施にあたっては、実行委員会や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、

円滑に行うものとする。

（3）本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた事項については、実行委員会と協議の上、決定するものとする。

（4）業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面による実行委員会の同意を得なければならない。

（5）移住に関心のない者に対し、金銭等を支給しての集客は行ってはならない。